[異常時通報連絡の公表文(様式1-1)]

伊方発電所における過去の保安規定不適合について (第2報)

R 3.7.13 原子力安全対策推進監 (内線 2352)

[異常の区分]

[共市の巨力]					
国への法律に	こ基づく報告対象事象	有・無無			
		[評価レベル -]			
県の公表区分	ì	А • В • С			
外部への放射	付能の放出・漏えい	有 • 無			
		[漏えい量 –]			
異常の概要	発生日時	令和3年7月2日8時45分			
	発生場所	1 号 · 2 号 · 3 号 · 共用設備			
		管理区域内 • 管理区域外			
	種類	・設備の故障、異常			
		・地震、人身事故、その他			

[異常の内容]

7月2日(金)9時14分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所構内に設置している気付事項登録BOXに投函された事案について、四国電力(株)社内のコンプライアンス推進委員会により調査を実施していたところ、7月2日(金)8時45分、コンプライアンス推進委員会より、調査状況の報告があった。
- 2 この報告にて、伊方発電所において、過去に四国電力(株)元社員(現在は退職)が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に伊方発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定める必要な要員数を満たしていない時間帯があったことが判明した。
- 3 今後、詳細を調査する。
- 4 本事案によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

「以上第1報でお知らせ済]

[その後の状況等]

7月13日(火)10時46分、四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後、引き続きコンプライアンス推進委員会にて、現在の宿直体制を開始した平成 28 年 4 月以降の全宿直者の外出有無の調査及び宿直業務従事者への聞き取り調査並びに発電所全従事者への申告調査が実施され、7 月 13 日(火)10 時20 分、コンプライアンス推進委員会から、本事案と同様の事案は確認されなかったとの調査報告を受け取った。
- 2 今後、本報告を踏まえ、実効性のある再発防止策を検討する。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

					1 1.0
	1号機	廃止措置中			
原子炉の運転状況	2 号機	廃止措置中			
	3 号機		運転中	•	停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況			通常値	•	異常値
周辺環境放射線の状況			通常值	•	異常値

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国(原子力規制委員会原子力規制庁等)に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価 尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異 常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係 しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態
	(放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対
	象事象 等)
	○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態
	(大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)
	○その他特に重要と認められる事態
В	○管理区域内の設備の異常
	○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化
	○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき
	○その他重要と認められる事態
С	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内·管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理 区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

	1	(のからに)		
発信年月日	令和	3年 7月 2日 (金) 9時 14分		
発 信 者	伊方発電所	池田		
当 号機 (定格出力)	1号機	2 号機 3 号機 (8 9 0 MW)		
該	廃止措置中	1. 出力 MWにて 廃止措置中 (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第 1 5 回 定期事業者検査中		
	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他			
発 生 状 況 概 要	1. 発生日時: 7月 2日 8時45分 2. 場 所: 伊方発電所 3. 状 況: 伊方発電所構内に設置している気付事項登録BOX*1に投函された事案について、社内のコンプライアンス推進委員会*2により調査を実施していたところ、本日8時45分、コンプライアンス推進委員会より、調査状況の報告がありました。 この報告にて、伊方発電所において、過去に当社元社員(現在は退職)が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に伊方発電所原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」)に定める必要な要員数*3を満たしていない時間帯があったことが判明しました。 今後、詳細を調査します。 本事案によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。			
	※1. 気付事項登録BOX 様々な課題を吸い上げて改善につなげる是正処置プログラム(C AP: Corrective Action Program)の一環として、些細な気付き事 項など広範囲の情報を収集し、安全上の問題となる事案を見逃さない ことを目的に、発電所構内11箇所に設置した申告用BOX ※2. コンプライアンス推進委員会 当社内に設けられた、法令違反行為または企業倫理に反する行為の 是正を推進する組織 ※3. 保安規定に定める必要な要員数 新規制基準施行後に策定した保安規定(平成28年4月実施)では重 大事故等が発生した場合に対応を行う要員数(22名以上)を定めてお り、夜間・休日は発電所構内に必要な要員を宿直させている			
運転状況	1 号機:廃止措置中 2 号機:廃止措置中 3 号機: (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中			
備考	備考			

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

	<u> </u>			
発信	言年月日	令和 3年 7月 13日 (火) 10時 46分		
発	信者	伊方発電所	池田	
当	号機(定格出力)	1号機	2 号機 (8 9 0 MW)	
該機	発生時 状 況	廃止措置中	1. 出力 MWにて 廃止措置中 (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第 1 5 回 定期事業者検査中	
		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
発機	生状況	1. 発生日時: 7月 2日 8時45分 2. 場 所: 伊方発電所 3. 状 況: 伊方発電所構内に設置している気付事項登録BOX*1に投函された事案について、社 内のコンプライアンス推進委員会*2により調査を実施していたところ、7月2日8時4 5分、コンプライアンス推進委員会より、調査状況の報告がありました。		
		様々な課題を吸い上げて改善につなげる是正処置プログラム(CAP: Corrective Action Program)の一環として、些細な気付き事項など広範囲の情報を収集し、安全上の問題となる事案を見逃さないことを目的に、発電所構内11箇所に設置した申告用BOX ※2. コンプライアンス推進委員会 当社内に設けられた、法令違反行為または企業倫理に反する行為の是正を推進する組織 ※3. 保安規定に定める必要な要員数 新規制基準施行後に策定した保安規定(平成28年4月実施)では重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数(22名以上)を定めており、夜間・休		
運	転状況	日は発電所構内に必要な要員を宿直させている 1 号機:廃止措置中 2 号機:廃止措置中 3 号機: (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中		
備	青 考			

用語解説

○気付事項登録BOX

様々な課題を吸い上げて改善につなげる是正処置プログラム(CAP:Corrective Action Program)の一環として、些細な気付き事項など広範囲の情報を収集し、安全上の問題となる事案を見逃さないことを目的に、発電所構内 11 箇所に設置した申告用BOX

○コンプライアンス推進委員会

四国電力(株)社内に設けられた、法令違反行為または企業倫理に反する行為の是正を推進する組織

○保安規定に定める必要な要員数

新規制基準施行後に策定した保安規定(平成28年4月実施)では重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数(22名以上)を定めており、 夜間・休日は発電所構内に必要な要員を宿直させている